

「廃城」後の城址における公園化の契機と経過

Circumstances and Process of Conversion of Castle Sites to Parks Following “Castle Abolition”

野中 勝利*

Katsutoshi NONAKA

Abstract: This research examines the conversion of castle sites to parks, and their development, following the “castle abolition” notice of 1873. Few contemporary records remain, so the focus is on the limited and fragmentary records available for Matsuyama, Ueno, and Tsuyama. In 1873 the government of Japan announced its policy on public parks and castle demolition. That year Ehime Prefecture applied to turn the site of Matsuyama Castle into a park, and development was funded by wealthy personages in the region. Turning the site of Ueno Castle into a park was suggested by Mie Prefecture in 1873 but turned down as premature. In 1886 concern over the deterioration of the site led local citizens to successfully petition the prefecture to establish a park. A reliance on donations for funding meant development did not proceed very far. In Tsuyama a citizens’ group to preserve the castle site was formed after the collapse of its stone walls in 1890, but the town’s purchase application was rejected. The town of Tsuyama purchased the site in 1899, and the park opened in 1900. These parks were established at different times and for different reasons, but it also seems that the parks at castle sites nearby had an influence.

Keywords: *ruins of castle, park, Matsuyama, Ueno, Tsuyama, modernization*

キーワード：城址，公園，松山，上野，津山，近代化

1. 研究の背景と目的

近世城郭は、明治維新に伴いその存立条件を喪失して城址となり、1869年に兵部省の所管になった。1872年2月、兵部省が廃止され、陸軍省と海軍省が設置されると、城址は陸軍省に移管された。1873年1月、陸軍省は軍管制度を改めて全国の鎮台配置を改定し、その多くは城址が充てられた。この鎮台等の再編に伴い、「諸国存城並廃城調査」として全国の城址や陣屋跡は「存城」と「廃城」に分けられた¹⁾。「存城」はそのまま陸軍省の所管になり、「廃城」は大蔵省の所管として処分の対象になった。

一方、同じ1873年1月に太政官は公園設立を府県に布告した²⁾。この太政官布告は、「当時としては驚くべき英断的な、而も実行容易」で、「忽ちにして全国的な反響を呼んで、同年、翌年と相次いで公園が現れ、「全国各地の群小都邑にも波及し、何処に在つても公園の創設は最も華やかな社会現象の一」になったと指摘されている³⁾。こうした公園が近世城郭の跡地、すなわち城址に開設されると、いわゆる城址公園になる。城址の土地利用の一つとして公園があり、「城趾を如何に利用せんかの問題が起つた時、先づ吾人の考へに浮ぶ事は公園の設置である。之以上有効な相應しい利用法は他にないであろう」と評価されている⁴⁾。いずれも1930年代の論考であり、こうしてみると公園制度の布告後、全国各地で公園の開設が急速に展開する過程で、「廃城」後の城址公園もその中に多く含まれていたかのようである。

しかしあたしてどの城址も率先して公園化されたのか、あるいは積極的に取り組まれたのか、同時代的な視点から公園化の契機や経過を実態的に捉える必要がある。『日本公園百年史』では、全国各地の公園概要が紹介されているが、城址の公園化の背景や契機などはうかがい知れない⁵⁾。

個別城址の公園化に関しては、秋田⁶⁾、徳島⁷⁾、鳥取⁸⁾を対象として、その経過が明らかになっている。これらの城址に共通しているのは、いずれも「存城」だったことである。先述のように「存城」は陸軍省の所管であったが、すべての「存城」を陸軍省は活

用してはいなかった。そうした不使用の多くの城址は1890年に旧藩主家等に払い下げられた。この3事例とも、この時に払い下げられた城址である。また甲府城址の公園化も明らかにされているが、この城址も「存城」であり、山梨県が陸軍省と個別協議の末、公園化に成功している⁹⁾。

このように「存城」だった城址の払い下げを伴う公園化の実態解明が積み上げられているが、いずれも明治中期以降の公園化である。

一方、「廃城」の城址はどのような公園化の経過を辿ったのか。1873年の「廃城」による処分対象と太政官布告による「公園」によって、同年に城址公園が誕生する条件は揃つた。その年にさっそく城址公園が開設されたのは米沢と高知の二カ所しかないことが解明され、公園化が城地の保全を意図していた背景が明らかにされている¹⁰⁾。しかし管見の限り、それ以後の「廃城」の城址の公園化に関する研究の成果は、「存城」の公園化に比べて乏しい。つまり太政官布告から明治中頃までの城址の公園化の動向が課題として残されている。

公園化を明らかにするためには、公園化を申請する側の当時の公文書や記録などの一次史料が不可欠である。しかしその残存状況は芳しくない。ただその中でも限定的、断片的ではあるが、松山（愛媛県）、上野（三重県）、津山（岡山県）でそれに関連する文書類を確認することができた。本稿ではこれら三都市の城址公園について、「廃城」後の公園化の契機と経過を明らかにする。そのうえで同時代の周辺地域の城址との関係をみることで相対的な考察を試みる。なおこの視点は既往文献にはみられない。

これら三都市の城址の近代化過程に関する既往文献と、対象事例に関して確認した一次史料は次の通りである。

松山城址に関しては、愛媛県内の廃城後の動向を明らかにした研究の中で、大洲城址とともに公園設立政策との関係から捉えられ¹¹⁾、また城址の公園化後、陸軍省の意向により再び「存城」となる代わりに道後に公園が開設された経緯が分析されている¹²⁾。

*筑波大学芸術系

これらの先行研究を参考にするとともに、愛媛県立図書館に所蔵されている愛媛県の行政資料や国立公文書館が所蔵する資料を確認した。

上野城址に関しては、上野城の歴史的変遷をまとめた文献の中で、明治以降の公園化を含む土地利用等の変遷も記述されている¹³⁾。この既往文献を参照し、伊賀市上野図書館に所蔵されている行政資料と議会資料を確認し、さらに三重県総合博物館に所蔵されている三重県の行政資料も確認した。

津山城址に関しては、津山城に関する逸話をまとめた文献の中で「廢城」後の城址の動向が紹介され¹⁴⁾、また石垣の保存に関する取り組みを取り上げた文献がある¹⁵⁾。これらの既往文献を参照しつつ、津山市議会事務局に所蔵されている議会資料や津山郷土博物館に所蔵されている当時の資料を確認した。

いずれの都市においても既往文献で取り上げられていない資料も確認したほか、当時の文献や地元紙、当時の城址を回顧した文献等を補完資料とした。

2. 松山城址の公園化の契機と経過

(1) 愛媛県による公園化の申請と整備

1873年1月に松山城は「廢城」になり、同年10月に愛媛県は松山城址の公園化を内務省に申請している。この申請から翌年の公園開設の認可にかけての過程は、愛媛県が政府に提出した『愛媛縣史料』¹⁶⁾に記載されている。この資料から読み取れた経過は以下の通りである。

1873年10月27日に、府議で「人民偕楽ノ園」を開くことに決め、この地をもって内務省に申請した。その内容は次の通りである。松山城が自今「廢城」になって破却されることには「士民トモ愛惜ノ情止ム可カラス」であり、城山の上に屹立する櫓や楼は宏麗で、周囲の眺望が良く、四時の壯觀は言うに及ばない。これを「公園」として「万民快楽ノ地」にしたいとあった。

それに対して11月2日に内務省から「維持ノ方法」を具体的にすべきと、次のような指示があった。公園の申し出は理解できるが、建物破損時の修繕費用の支出方法が示されていないので、自然に任せると破壊してしまい、不体裁であるばかりか、公園の趣意にも合わないので、建物等の「永久維持」の方法を取り調べて申し出るようにということだった。

松山城址では、1872年2月に旧二の丸が焼失している¹⁷⁾。しかし城山にある三層三階の天守などの城郭建築が残っていた。愛媛県はそれら建物等の維持と城址の公園化を一体として出願したが、それに対し内務省はそれを担保するための資金調達の方法等について提示を求めた。

翌1874年1月10日付で愛媛県はあらためて内務省に上申した内容は次の通りである。積立金を増やして「永久維持資金」に充て、枯れ木や下草の除去には50円を見込み、日々の掃除の費用にも充て、花木の植え込み等の修飾には富豪に懇願するなどして公園の主意にあうように注意するとあった。そして嘉永年間(1848~1854)に再建された天守を含む城郭建築はまだ破損がなく、8~9年後の修繕を予定していた。一方、天明年間(1781~1789)に落雷による火災があった時に焼け残った7棟は老朽化が進んでいることから売却し、それを積立金に組み入れて修繕の手当としていた。当初予定の積立金では資金調達が不足であるという内務省からの指摘で、それを増やしたことが読み取れる。こうした内容が別冊資料に詳細に記され、売却予定の建物位置図も添付されていたようであるが、それらは確認できない。

それに対し、内務省は同年2月18日付で愛媛県に次のような指令があった。「人民愛惜ノ情」があることから、特別に「樓櫓悉皆無代公園ニ御差下」とする。なお不用な建物を売却して公園の修繕費用に充てることは「不都合」であり、売却費は上納するた

めに入札すること。ただし公園内の枯れ木や下草の売却代は経費に充てることは構わないとあった。城郭建築の保存対象に関する内務省の見解はなく、愛媛県の判断が尊重されていた。

これで正式に、松山城址の公園化が認められた。公園開設の申請は1873年だったが、認可のための交渉過程で年をまたぎ、翌年の開設となつた。

この指令では、さらに公園の将来の修繕や維持の方法について調査して報告することも含められていた。そこで愛媛県は、資金の調達がまだ不充分なので改めて検討し、郡内の四名の富豪に依頼した。そして特に「愛惜ノ情厚ク」、一同が奮励し、速やかに維持保存の方策を図り、数ヶ月を経ずに下草を刈り、樹石を移し、四阿等を置き、花や竹を植栽し、百般の修飾をし、逍遙や遊歩の「一樂地」になったことを、12月5日付で内務省に開申している。さらにその後の公園の永久維持については、県下の富豪六人に依頼して相当の資金を確保し、枯れ木や下草の除去による収入は積み立てて修繕費用にする。また有志と相談し、花木の栽培などの修繕を加えて公園の主意に沿うように注意し、永久維持の見込みであると申し出た。

このようにして同年に富豪の資金をもとに、ひとまず公園としての体裁を整え、さらに富豪からの資金提供によって公園の維持管理を進める方針だったことがわかる。

(2) 公園の利用

松山城址の公園は「松山公園」となり、「聚落園」と号した¹⁸⁾。民衆は「公園に遊びて三階に登る」と、自由に天守に入り、眺望を楽しみ、句にしたためた¹⁹⁾。

そして公園開設から四年後の1878年に博覧会の開催が計画された。すなわち松山町の有志が1878年3月20日から5月8日まで50日間、松山公園で物産博覧会を開催する願い出を提出し、許可された。各地の物産及び古今を徵する器物を收集し、これを一堂に配列し、優劣を比較し、物質の美惡や工芸の巧拙を理解して、将来の物産や工芸の進展や改良を目途として企てられた。そして愛媛県は住民らに各自が、注意、励精し、多くの出品を通じて、互いに知識や工芸を交換するよう、1877年10月30日付で布達した²⁰⁾。

なお有志が出願した具体的な年月は不明である。愛媛県が許可して布達した1877年は、後述するように陸軍省が民有地である旧三の丸を買収し、旧二の丸を愛媛県に譲渡を求めた年である。有志は、こうした陸軍省の動きに対抗し、旧本丸の松山公園での博覧会の開催を通じて、松山公園の存在価値や利用価値を地域社会で共有する意図があったとすれば同年に出願したことが想定される。

その後、博覧会の会期は、出品物の收集の都合から4月10日からの50日間に延期された²¹⁾。開会前日の地元紙は社説で、博覧会の意義を唱え、観覧者的心構えを説いて公園会場への来集を促している²²⁾。

10日の開業式では愛媛県小書記官が、「智識の開明」の場と機会を祝辞として述べ²³⁾、主催した松山物産博覧会頭取が答辞を述べた²⁴⁾。当日は雨だったが3百余者が城山を登った。開場当初の出品数は4千2百余で、まだ増える予定があつた²⁵⁾。前半の4月中の来場者は雨天が多く一日平均約8百人だったが²⁶⁾、5月に入ると日を追うごとに観覧者数は増加し、2千人を越える日も続き²⁷⁾、会期終盤には3千人にも達した²⁸⁾。

博覧会の開催と松山城址の公園が認知され、それによって城山を登る動機づけが増し、より広範囲から集客されたようである。近代社会の証でもある博覧会の開催を通じて、かつては閉鎖的空間であった城が、開放された空間として住民らの体験共有の空間になった。

そして冬季の積雪時にも城山を登る者もあり²⁹⁾、雨天でも公園

の眺めは一入だと、学校の教員が運動を兼ねて生徒を公園に連れていくなど³⁰、四季や天候によらず、身近に出向くような城山の公園になった。

このように藩政期にはまだ仰ぎ見るだけの存在だった城山とその頂に屹立する天守が、自由に入り出しができる公園として近代社会生活の一空間になった。

(3) 再び陸軍省の所管地になり閉園

陸軍省は1877年に旧三の丸を買収し、兵営を設置することになった³¹。同地にあった愛媛県庁舎は当初、同地内での移転が検討されたが、同地外に移転することになった。そのため庁舎が新築されるまで仮に大林寺へ移転することが布達された³²。なお旧三の丸は公園ではなく民有地だった。

さらに陸軍省は同年に旧二の丸の受領を愛媛県に求めた。同地は公園内であり、旧三の丸よりも少し高台にあった。高燥の地で、水質、水量の確保ができるため病舎建築を予定していた。翌1878年には移転料を県に支払って陸軍省の所管地になったとみられる³³。なお1885年、同地に衛戍病院が設けられた。

こうして松山公園はほぼ旧本丸のある城山だけになった。その後、先述の1878年の博覧会をはさんで、1879年に陸軍省は、今度は城山の松山公園が兵営に接して警備上必要なため所有したいと工兵第二方面を経由して愛媛県に照会した。愛媛県は、城山は現に公園になっているから、相当の換地がなければ難しいと回答した³⁴。

陸軍省は旧三の丸に兵営を置いたことから、城山である公園の上部から誰しもが兵舎を見下すことができた。そのため公園全体を陸軍省の所管にしたいという考えだった。ただし既に愛媛県の所管になっていたことから強引な引き渡しではなく、その後も陸軍省と愛媛県は協議を継続していたようである。

こうした交渉が、1884年には、天守である「三階」を除いて陸軍省が買収するとの噂や³⁵、その代替地が道後付近に設けられことになりそうだと風説が報じられると³⁶、陸軍省が買い上げる前に城山を登ろうとして松山公園に出かける人が多くなった³⁷。翌1885年にも同様に、近いうちに登園が差し止められるという噂が広まり、「昨今は瓢を携へて」公園に行く者が特に多いと報じられた³⁸。

1877年になると、噂だけが長くなり、登園人員は減少気味になっていた。そのため、登園はいまだ自由であり、冬の観雪や春開けには天守である「三層楼」の眺めが一段と良くなるとして、地元紙が城山の公園利用を呼びかけている³⁹。そして春の麗らかな景気、夏の涼み、秋の徒然、冬の観雪と、いつでも人の心を慰める松山公園への登観者は一日平均115人くらいと報じた⁴⁰。

その間も、陸軍省による代替地の確保や愛媛県との交渉が続き、ようやく1886年に政府内で、松山郊外の道後の民有地を買い上げて、松山公園の代替地にすることが合意され、愛媛県もそれを受け入れた⁴¹。

そして愛媛県は1886年7月11日、松山公園は今後、この名称を廃止することを告示し⁴²、10月2日からみだりに立ち入ることが禁止された⁴³。

(4) 隣県の高知城址との関係

松山城址の公園化の申請は、「廃城」と「公園」制度が決まった1873年であり最も早い城址公園の開設を申し出た一つである。同年内に城址での公園開設が認められたのは米沢と高知の二箇所だった⁴⁴。この松山城址はそれらに続く申請である。

このうち高知城址は隣県であり、その影響は否めない。高知では同年3月31日付で申請し、4月20日に大蔵省の認可を得ている。松山では半年後の10月27日に申請している。いずれもいわゆる平山城で、山頂に天守が残っていることも共通している。城地の保全、天守の保存を志向し、公園として地域住民の共有財

にすることに成功した高知に追随したのではないかとみられる。

さらに松山城址で開催された博覧会で同様の関係がみられる。高知では、地方都市における博覧会開催の黎明期である1873年に、城址公園でさっそく開催された。その後、少しづつ各地の城址で博覧会が開かれていく過程で、1878年に松山城址で博覧会が開かれた。先行して城址で開かれた博覧会は、高知をはじめ松本(1873年)、若松(1874年)、彦根(1876年)では天守を利用していた⁴⁵。その意味からも、城郭建築を利用した博覧会開催として先鞭を切った高知の影響があったとみられる。

いずれも直接的に高知との関係を裏づける資料は見あたらないが、単なる偶然とは考えにくい。同じような条件を有する隣接する県都の影響、すなわち参考にして、あるいは対抗意識が働いて、先行した高知の取り組みに松山が追随したとみることができる。

3. 上野城址の公園化の契機と経過

(1) 三重県から公園化の打診と辞退

1873年9月に三重県は上野を所管する第九大区正副戸長に対し城址の公園開設について諮詢した⁴⁶。それは、「上野城郭即チ其經營スル所」は、「觀ハ山川ノ清雅ヲ專」らにし、「天主台」を「万人偕楽ノ公園」にしてはどうかという照会だった。大蔵省が公園開設を許可した後、「花木ヲ栽植」し、「台樹ヲ築造」すれば、「一般士民偕ニ共ニ遊憩觀樂」、「懷古思善ノ心ヲ助ケ」「健康効業ノ力ヲ助ケ」と指摘している。そして、その見込みがあれば、公園の開設日や休憩所の設計図とその予算、花木の種類や本数とその予算、公園管理と保護の方法とその予算を、翌月15日までに申し出るようにと添えている。

このように三重県は、上野城址の公園化を積極的に推していた。上野側の受諾を前提に公園計画の策定も促していた。三重県は、城址として「懷古思善」、公園として「健康効業」を挙げ、城址公園の特性を意識して勧めた。この諮詢の時期は先述した愛媛県による松山城址の公園化の申し出よりも一ヶ月早かった。

しかし上野では、二、三人の有志が検討したもの、廃藩置県からまだ日が浅く、「人心尚今ダ新政ノ新恩ニ沐浴」していなかつたし、また公園経営に関する資金もないことから、請願には至らなかつたという。

このように三重県は、「廃城」の決定と「公園」制度が成立した年に、さっそく上野城址の公園化を企図したが、自らがその主体になることを前提にはしていなかった。上野の住民たちは時期尚早という判断があり、三重県からの申し出を辞退した。後述する公園化の申請書類に記されているように、まだ当時は公園に対する認識が乏しかつたことも背景にあった。

(2) 地域住民による公園化の申請

1886年1月になって113名の連署で三重県令に対し「公園開設之儀ニ付願」を提出した⁴⁷。「上野城趾天守台ニ公園ヲ開設」する志願だった。「多衆集合」の場所が上野市街や近傍になく、「天守臺ニ亭舎ヲ建テ」て、ここに集合して「懇親ヲ結ヒ」、「相慰メ」「相励マス」便益は少なくないと述べている。住民らが城址に登るとその荒廃を惜しみ、公園の早期開設を切望しているとして、公園の区域図や実測図、維持方法書を添えて出願した⁴⁸。公園区域には濠や石垣を含んでいた。

この公園開設の願い出には、阿拝山田郡長からの副申が添えられていた⁴⁹。そこに記載されている公園化申請までの経緯は次の通りである。1873年に照会のあった公園開設は有志が検討したが、まだ当時は「民智モ開ケス」、公園の必要を感じる者が少なく、財政多端であるため躊躇していた。数年を経過して、最近では道路が改良され、運輸交通の便が良くなり、精勤勤労者の余暇、遊憩の必要から、今や公園の必要性が認識してきた。こうした民心から共同出願に至ったという。また物産の増殖、品質の改良など

の産業振興では、知識の交換や物産共進会などの場が必要であることを加えている。そして出願書と同様に、「遊憩」の場所とし、「亭舎」を建設して多人数の会合ができることが求められると指摘している。

出願にあたって添えられた「公園開設維持方法書」の概要は以下の通りである⁵⁰⁾。

- 一、公園を「城跡天守臺」に設けるため、5町8反3畝14歩（約5.8ha）と現存する樹木、竹石等の悉皆払い下げ。
- 一、公園の開設が許可されれば、下草等の障害物を刈除し、地均し、樹木の植樹、道路や石垣等の修理、そのほか風致の修飾を施す。その経費は有志者からの出資で充てる。
- 一、第一に着工し、第二に藤堂氏を祀る祠と多衆が集会できる亭舎を建てる。その建築経費は悉皆、有志者からの出資による。
- 一、花木は毎年漸次栽植する予定で、種類や株数、経費は有志者による。
- 一、公園内の修繕および監督その他の取り締まりのため公園看守人を置き、保護に注意する。
- 一、公園開設にあたって有志者から千円を義捐し、その利子から看守人や園丁の給料、祠や亭舎などの修繕等の経費に充て、永久に維持する。

それに対し、三重県令は同年4月12日付で公園開設を認め、ここに上野城址の公園化が成立した。

さっそく上野では57人による公園開設委員を組織し、公園の具体化を協議した。公園修築費予算として、高山神社建設費3百円、公会堂建設費8百円、公園内修繕費170円など合計1千5百円と見積り、それに対し収入はすべて寄付金を宛てる計画だった。上野市街のみならず周辺地域からも各戸から寄付を募る積算だった⁵¹⁾。

このように公園の整備や維持管理、また看守人や園丁などの専門職人の雇用などの費用を寄付に頼った予算だった。神社や公会場という施設整備も寄付金に依っていたが、これらは実現していない。

（3）公園の整備

1892年6月の上野町会で、上野公園が上野町に払い下げられたことが報告された⁵²⁾。こうして上野町が主体的に公園の整備、維持管理をするようになった。しかしそれまでの有志による管理から町の管理になっても、整備や維持管理の費用の確保が充分ではなかったことから、実際の事業化は進まなかつたようである。

1899年頃の上野城址を三十年後に回顧した隨筆によると、当時の公園は、「雑草が随分遠慮なしに蔓びこり、可なり大きな石塊が所々に轉々として」あり、夜間などはとても散歩しようとは思わないあり様だった⁵³⁾。また公園東側は樹木が鬱蒼として、あたかも処女林のようで、時々鉄砲を肩にして梟や鳩などを撃ちに行つたとも加えている。このように石の除去などの地均しも不充分で、樹木の手入れが行き届いていなかつたことがわかる。

1906年の文献では、上野城址を、明治以降に漸次荒廃に帰し、城門も近年遂に破壊され、さらに旧觀を失つたが、旧本丸の「石壙」と「城濠」がなお依然としてあると紹介している⁵⁴⁾。公園としての様相ではなく、石垣と濠という城址の遺構に着目している。

そして公園が開設されてから四半世紀を過ぎても、地元紙は、公園改良の必要性を指摘した記事を「理想的白鳳公園改良論」と題して4回に分けて連載している⁵⁵⁾。

そこでは次のように公園の現状を嘆いている。城址を公園にすることは上野町民の「多福多幸」であるが、荒廃の運命に任せて顧みないのは自然美や景趣を傷つけることである。これは上野町の恥辱、しいては伊賀、三重県の恥辱になる。石垣が崩れそうでも未だ修繕が始まらず、緑陰はあるがベンチがないなど、奇怪千万な土地である。

このように明治期には充分な公園整備がされていなかつた。この時期に公園委員の一人としてそれに従事していた田中善助は、後に上野町長になった際に、町会で次のように発言している⁵⁶⁾。

すなわち1891年に公園委員になった当時は、城址一面が繁茂して一步も足を踏み入れることが出来ないところで、狐狸の巣窟だったと回顧している。

田中は自叙伝でも、立派な公園にするべきだと当時の町長に建議して公園委員になつたが、公園改良費は僅かな町費しかなかつたと記している⁵⁷⁾。そして私金も投じて少しずつ地均しや手入れをしてきたという。

田中は1886年の公園の開設願いに連署した113名のうちの一人であり、上野城址の公園化に際して長い間、その整備に継続的に関わつたが、個人の力では限界があり、明治期にはさしたる成果はみられなかつた。

（4）三重県内の城址との関係

上野で城址の公園化を願い出た当時の三重県内の公園は、津の三重県公園と松坂公園の二カ所だけだった⁵⁸⁾。

1876年に三重県令が内務省に旧津藩主藤堂家の山荘があった官有地を「人民偕楽」のため公園開設を申請した。同年にはその地にあった建物や樹木を「衆庶偕楽之地ニシテ園中之風致ヲモ加えるとして、同家からの献納を受理した⁵⁹⁾。こうして三重県が管理する三重県公園が開設された。

松坂公園は松坂城址であり、1881年に地元有志の請願によって開園し、住民等の負担で維持していた。

先述のように三重県は上野城址の公園化を1873年に諮詢したが、上野側は辞退している。松坂城址など他の場所にも公園化を持ちかけたかは不明であるが、少なくとも三重県では1876年に自らが開設した公園が最初だった。

その後松坂で1881年に城址公園が誕生し、さらに龜山で1884年に住民有志が三重県に城址の公園化を出願している⁶⁰⁾。そこでは荒廃した城址を開拓して「遊宴」の場とし、「衆人」の誰もが「太平ノ盛沢」に浴し、「恩徳ヲ感載」することを目指していた。この龜山公園は、1886年の上野城址での公園の開設出願後の手続きと同じような日程で、内務省や農商務省との協議などの経過をたどり、同じ1886年に開設された。

龜山での公園開設の出願では、その背景として、県内には津と松坂では既に公園があることを挙げている。地域的な公園開設の影響があつた。上野での公園化の取り組みは、こうした県内の先行した公園化の動き、特に松坂や龜山での城址の公園化の影響があつたとみられる。いずれも住民有志による出願であり、主体的に公園の整備や維持管理を志向しており、上野でもそれに準じた計画になっていた。

4. 津山城址の公園化の契機と経過

（1）石垣の崩落と城址保存会

1873年に「廢城」となった津山城址は、同年12月に城郭建築等の入札について大蔵省に伺いが出され、翌年5月にその指令を受けた。そして1874年から1875年にかけて建造物や城地の一部土地が払い下げられた⁶¹⁾。旧本丸も個人に払い下げられたという⁶²⁾。城址は桑田と化し、ただ石垣と松だけがわずかに元の景色を表している様だった⁶³⁾。その後も畠地や荒れ地のままで、特に保存あるいは一般の公衆利用というような取り組みはなかつた。石垣の崩落による石材は河川堤防の整備などに利用されていたらしい。

1890年9月12日にも城址旧本丸の石垣が崩落した。高さ6間4尺、横8間余りの被害だった。この時も、崩落した石が石材として払い下げられようとした。しかし現地を訪れた岡山県官吏の意見から、城址の保存へと取り組みが軌道修正された。

津山郷土博物館が所蔵する矢吹家資料⁶⁴⁾の中にある「鶴山城址風致保存一件書」⁶⁵⁾に津山城址の保存運動の発端からその初動期の取り組みに関わる文書類が綴られている。そこから石垣の崩落から城址保存会の発足までの動きを読み取ると次のようになる。

旧本丸石垣の崩落から約一ヶ月後、10月25日に、岡山県の河野忠三書記官が現地視察で訪れた。案内したのは矢吹正則だった。矢吹は、北条県の官吏や岡山県会議員を歴任し、郷土史家でもあった。

河野書記官は、城郭は壊されると二度と戻らない、石垣には価値がある、崩壊のたびに石材などを払い下げる風潮は津山にとって悲しいことだと矢吹に話したらしい。それを背景に、矢吹は手代木郡長に城址の保存を訴える書簡を11月6日付で出した。その翌日、手代木郡長は矢吹の保存嘆願の手紙を携えて県庁を訪ねている。

11月28日付で河野書記官から矢吹に、石材は払い下げず、城跡保存の方法は地元で工夫し、一般住民が保存を望むように取り組むことが良いという内容の手紙が届いた。河野書記官は城山が漸次、損壊するのを痛む状況を知事に稟議したところ、知事は津山の人士が城址を保存する考えには賛同したらしい。

このように河野は、城址の保存運動を勧めていたが、払い下げの取り組みについては言及していない。城址の価値を再考するきっかけをつくったが、一方では、県官吏の立場から県への城址の払い下げ運動という急進的な動きになることを牽制していた。

それを受けた矢吹は城址保存会を組織するため、「鶴山城址保存會趣意書」と「鶴山城址保存會規則」をつくり、賛同を呼びかけた。

こうして鶴山城址保存会は1891年2月に発足した。城山の下に住む者にとって「旧跡ノ維持保存」を図るのは当然の義務として、城山を「千載不変ニ保存」し、津山全体の風致を失わない方法を講じることを宣言している。そしてこの2月に保存会の発起者48名の連名で「鶴山城址保存願」を作成している。

当時の城址は国有地、県有地、民有地が混在していた。特に県有地は矢吹貫一が1881年から25年間の契約で勧業用地として賃借していた。この矢吹貫一は矢吹正則の従兄弟で、9月に県知事に対し借地の返納を申し出ている。

(2) 払い下げ申請と公園化

こうした住民等による城址保存の取り組みを背景として、1891年11月の津山町会で、旧城址を本町の基本財産にするために、払い下げを請願する建議が可決された⁶⁶⁾。これは保存会の発起人であり、町會議員でもあった矢吹正則の働きかけである。可決に伴い津山町長は12月、岡山県の千坂高雅知事に対して払い下げ願い出書を提出した。

そこでは以下のように記されている。旧津山城址の城山や勧業試験場と称する桑園、これまで矢吹貫一に貸与していた土地、特に城山はおおいに津山の風致に關係するので、官有地一切を相当の代価をもって払い下げて欲しい。そして本町は基本財産として城山周囲の草生地、竹藪及び桑園の収穫をもって「城址ノ旧形ヲ維持保存」し、長くその風致を失ないようにする。さらに余剰金があれば町税の幾分かを補給し、町民の負担を軽減したい。これらは町会での建議が全会一致で同意されたことから懇願していると添えている。

ここでは「公園」とは言わずに、維持管理による保存が前面に出ていた。しかし先述の河野書記官が示唆したように、県からの払い下げは認められなかった。

その後は本格的な払い下げ運動は影を潜めたが、町の管理による保存を諦めてはいなかった。一方では「保存」から「公園化」の取り組みに移行していた。

すなわち1899年4月の津山町会で、「鶴山城趾ヲ公園ニナスノ

件」が議論された⁶⁷⁾。その中では、城址内の民有地について、所有者と町への賃貸を交渉している状況が説明された。契約上は、公園設置に伴い無期限での貸与とすること、貸与中でも所有者の意向によって津山町へ売り渡すこともあること、貸与中は他に質入れなどをしないことを条件とすることも示された。議員からは、今日、城址に「天主閣」がないことを既に人民はおおいに遺憾とし、当時も先輩諸氏の不満があったとの発言があった。そして所有者がその権利から、所有地を外国人に販売する可能性があり、津山町の人民が城址に登れないことは、後世、我々は非難を免れないと指摘した。したがって町費は多端であるが、このような事情から一般人民の輿論を問う必要性を訴えた。審議では貸借の条件や売買についての質問もあり、結論が出ず、決議は延期された。

二日後の町会で再び「鶴山城趾」が議論された⁶⁸⁾。津山町民の輿論に問うことになったが、所有者と土地の取り扱いの仲裁を進めたいとして提案された。そして、千円以内で無条件売り渡しを仲裁すること、所有者が仲裁に応じる時はただちに仮契約すること、仲裁に応じない時は再び会議を開くことが決議された。

このようにして民有地の所有者との交渉が進められたことがわかる。そして、県を含む地権者との交渉過程は不詳であるが、旧本丸も城址の公園化にあたり買い上げ⁶⁹⁾、翌1900年に津山城址は町設公園になった⁷⁰⁾。

正式に公園が開設された1900年から津山町会に公園委員が設置され、公園整備の検討と推進が図られた。1902年に試験的にボタンサクラとソメイヨシノが植えられ、1905年に町會議員になった福井純一が公園委員になると、私財を投じて桜の植樹を推し進めた⁷¹⁾。なお公園の桜は日露戦争の帰還兵が苗を寄付したのがきっかけという指摘もある⁷²⁾。そして1907年頃には公園の体裁は整ったという。また御大典紀念として、1915年に旧本丸、旧二の丸、旧三の丸の南側、1928年にはその東側を中心にあわせて約二千本の桜が植樹されたという⁷³⁾。

「鶴山公園」と名付けられたこの公園は、その他にも漸次、石垣が修繕され、楓、松、杉等の樹木も植栽された⁷⁴⁾。

(3) 岡山城址との関係

岡山県の意向や津山での保存の志向は、津山城址の石垣が崩落した1890年に「存城」だった岡山城址が旧藩主池田家に払い下げられたことの影響は否定できない。池田家は保存する意向を示して払い下げを受けた⁷⁵⁾。それまで維持されてきた六階建の天守を含めて池田家の所有となった。ただしまだどのような利用がされるかは判然としなかったが、概ね城址は維持・保存されることが想定された。

岡山県の官吏はこうした動向を認識していたはずであり、それを背景として津山側に城址の保存を働きかけたとみられる。津山の人々も岡山市街で屹立する天守の存在を認知していたはずであり、一方では、まだ当時は、約15年前に津山城址で取り壊された天守の姿を覚えている人々もいたに違いない。

津山での城址保存会の趣意書は「五層ノ高閣巍々トシテ雲際ニ聳ヘ百数ノ樓櫓整々トシテ並立シ…」という書き出しで始まり、「鶴山城ノ旧觀」を詩情のある文章で述べている。しかも趣意書の草稿の段階では、さらに文頭に「鳴呼」の二字もあった⁷⁶⁾。そして趣意書では津山が県内で岡山に次ぐ第二の都市であることが記され、意識していることがわかる。

また1899年の津山町会での津山城址の公園化の議論の中でも、議員から維新期に天守が取り壊されたことに対する遺憾が述べられている。かつてあった津山城の五層天守を中心とした城郭への懐旧を前提としていることは、天守が残されていた岡山城址への対置と捉えることもできる。

そして当初の保存志向から、維持・保存に加えて一般の利用という公園化による城址の共有財化に転化した。

5. まとめ

本稿では1873年に「廃城」になった城址の中で、同時に城址公園が開設された米沢と高知の事例以降に公園になった松山、上野及び津山を取り上げ、公園化の契機と経過を明らかにした。

松山では米沢と高知よりも後であるが、1873年に愛媛県が城址の公園化を申し出た。申請年からすれば、全国でも早い事例の一つである。ただし認められたのは翌年になってからだった。公園整備費は富豪の資金に頼ったが、1878年には城址で博覧会が開催され多くの来訪者を集めなど、相応の体裁になっていた。なお1886年に陸軍省の所管として「存城」化し、公園は閉園した。

上野では、1873年に三重県から城址の公園化の照会があり、地元の有志らが検討したが時期尚早として辞退した。その後、1886年に有志らが荒廃した城址を惜しみ、連名で三重県に公園化を申請し、認められた。ただし資金が不足していたことから、充分な維持管理はされなかった。

津山では1890年の石垣の崩落を契機として城址保存会が組織化された。その後、すぐには公園化にならなかったが、1900年にになって公園が開設された。

このように明治中頃までの「廃城」の公園化の契機と経過はこの三事例ともに異なる。少なくとも冒頭に示した「城址の利用」＝「公園」として城址公園が相次いで誕生したかのような論考の状況ではなかった。ただし三重県が1873年に上野に対し公園開設を促していたように、同年には各府県が太政官布告をもとに県内での公園適地を検討していたようである。

松山は米沢や高知と同様に、当時の県が県都にある城址の公園化を申し出た。一方、上野では三重県から公園化の照会がされたように、県が自ら主体になって公園を開設しようとはしていない。地元の発意が期待された。行政の主導ではなく、住民有志による整備や維持管理に要する費用調達には限界がある。それが公園化を躊躇させた要因でもあるし、後に上野で公園化を申請した書類にあるように、当時はまだ公園に対する理解が乏しかったことも事実であろう。

このように県都にある城址以外では、公園化が進まなかった。そのため「廃城」の荒廃化が進んでいた。上野では荒廃を惜しむことが申請の背景になり、また津山では石垣の崩落から城址保存会の発足につながり、それが公園化の取り組みに展開している。荒廃した城址の整備と管理が公園化の契機になった。

また公園化は周辺地域の城址の動向にも影響を受けたとみられる。松山が隣県の高知に、上野は県内の松坂や亀山に、津山は岡山との関係で、その影響を読み取ることができた。

補注および引用文献

- 1) 大蔵省達、陸軍省達、いずれも1873年1月14日（『明治六年法令全書』）
- 2) 太政官布告第16号、1873年1月15日（『明治六年法令全書』）
- 3) 小寺駿吉(1934)：本邦に於ける公園の発達とその社会的背景－明治前期－：造園研究11, 2-26
- 4) 小坂立夫(1932)：日本の城址公園：庭園と風景14(2), 60-64
- 5) 日本公園百年史刊行会編(1978)：日本公園百年史・総論・各論：日本公園百年史刊行会
- 6) 野中勝利(2015)：近代の秋田（久保田）城址における公園化の背景と経緯：ランドスケープ研究78(5), 431-436
- 7) 野中勝利(2015)：近代の徳島城址における公園化の背景と経緯：都市計画論文集50(1), 69-80
- 8) 佐々木孝文(2010)：近代の鳥取城(2)明治後期から昭和19年の鳥取市への寄贈まで：鳥取城調査研究年報3, 33-42
- 9) 野中勝利(2013)：近代の甲府城址における公園化の背景と経緯：ランドスケープ研究76(5), 427-432
- 10) 野中勝利(2007)：1873年の「廃城」と城址の公園化に関する研究：都市計画論文集42(3), 432-438
- 11) 平井誠(2002)：明治期における廃城の変遷と地域動向－愛媛県内の城郭・陣屋を例として－：愛媛県歴史文化博物館研究紀要7, 25-50
- 12) 平井誠(2011)：明治期における城郭の公園化－松山公園と道後公園－：愛媛県歴史文化博物館研究紀要16, 101-138
- 13) 伊賀文化産業協会編(1971)：伊賀上野城史：伊賀文化産業協会
- 14) - (2009)：津山城百聞録：津山市
- 15) 日高一(2009)：津山城跡の石垣守った旧会津・米沢藩士：岡山人じやが 2009, 86-99
- 16) 『愛媛縣史料』四十九（国立公文書館蔵）
- 17) 『公文錄・明治五年・第九十六卷・壬申二月～三月・諸県同（二月・三月）』（国立公文書館蔵）
- 18) 西園寺源透(1927)：松山史要：伊豫史談會, 54
- 19) 松山市史料集編集委員会編(1985)：松山市史料集第12卷近・現代編4：松山市役所, 943-945, 1016
- 20) 『明治十年愛媛縣布達全書』三（愛媛県立図書館蔵）
- 21) 『明治十一年愛媛縣布達全書』下巻（愛媛県立図書館蔵）
- 22) 海南新聞、1878年4月9日
- 23) 海南新聞、1878年4月11日
- 24) 海南新聞、1878年4月12日
- 25) 海南新聞、1878年4月12日
- 26) 海南新聞、1878年5月18日
- 27) 海南新聞、1878年5月22日
- 28) 海南新聞、1878年5月24日
- 29) 海南新聞、1884年2月26日
- 30) 海南新聞、1884年4月6日
- 31) 『大政類典・第二編・明治四年～明治十年・第二百十三卷・兵制十二・鎮台及諸庁制置三』（国立公文書館蔵）
- 32) 『明治十年愛媛縣布達全書』一（愛媛県立図書館蔵）
- 33) 平井誠(2011)：明治期における城郭の公園化－松山公園と道後公園－：愛媛県歴史文化博物館研究紀要16, 101-138
- 34) 愛媛県立道後動物園編(1988)：愛媛県立道後動物園記念誌：愛媛県立道後動物園, 3
- 35) 海南新聞、1884年7月15日
- 36) 海南新聞、1884年9月5日
- 37) 海南新聞、1884年10月31日
- 38) 海南新聞、1885年6月9日
- 39) 海南新聞、1886年2月6日
- 40) 海南新聞、1886年3月11日
- 41) 1886年9月1日付で陸軍大臣は總理大臣宛てに次のように報告している（『明治十九年 公文雜纂 陸軍省 十六』、国立公文書館蔵）：松山城址の公園地約9万5千坪と建家約5百坪を松山當所用地として受領し、その換地として当省所轄の道後村の藪地約2万3千坪を返付することを内務省と協議が済んで交換する。
- 42) 『明治十九年愛媛縣布達告示他』（愛媛県立図書館蔵）
- 43) 海南新聞、1886年10月3日
- 44) 野中勝利(2007)：1873年の「廃城」と城址の公園化に関する研究：都市計画論文集42(3), 432-438
- 45) 野中勝利(2006)：明治初期に城址で開催された博覧会に関する研究：都市計画論文集41(3), 911-916
- 46) 『明治二十五年調理 上野公園関係書類』阿拝山田郡役所（伊賀市上野図書館蔵）
- 47) 『明治二十五年調理 上野公園関係書類』阿拝山田郡役所（伊賀市上野図書館蔵）
- 48) 『明治十八年起 同十九年止 公園書類』第一部第一課（三重県総合博物館蔵）
- 49) 『明治十八年起 同十九年止 公園書類』第一部第一課（三重県総合博物館蔵）
- 50) 『明治十八年起 同十九年止 公園書類』第一部第一課（三重県総合博物館蔵）
- 51) 『明治二十五年調理 上野公園関係書類』阿拝山田郡役所（伊賀市上野図書館蔵）
- 52) 『現場筆記 明治二十五年分』（伊賀市上野図書館蔵）
- 53) 天作生(1933)：上野の回顧：郷土1(2), 11-14
- 54) 関山(1906)：伊賀上野城：歴史地理8(4), 19-20
- 55) 伊賀新聞、1912年6月30日、7月3日、7月4日、7月6日
- 56) 『大正十四年町会議事録』（伊賀市上野図書館蔵）。なお田中善助は1924年に上野町長になっている。
- 57) 鐵城會同人(1944)：鐵城翁傳：鐵城會事務所, 35-37
- 58) 『明治十七年 公園書類』庶務課（三重県総合博物館蔵）
- 59) 『公文錄・明治九年・第百四十八卷・明治九年十一月・内務省同四』（国立公文書館蔵）
- 60) 『明治十八年起 同十九年止 公園書類』第一部第一課（三重県総合博物館蔵）
- 61) - (1941)：岡山縣政史第一卷総篇上, 150-151, 307-309, 319-320
- 62) 平井真澄(1911)：懐舊隨筆：津山溫知會誌第四編, 79-130
- 63) 山陽新報、1879年2月27日
- 64) 矢吹家資料は、津山藩や北条県の官吏、岡山県会議員をつとめ、郷土史家でもあつた矢吹正則や、その子で、岡山県会議員、津山町会議員や津山町長をつとめた矢吹金一郎などが残した矢吹家の文書類である。
- 65) 矢吹家資料：弓斎叢書等165（津山郷土博物館蔵）
- 66) 『二十四年度町會』（津山市議会事務局蔵）
- 67) 『明治三十二年津山町會議事録』（津山市議会事務局蔵）
- 68) 『明治三十二年津山町會議事録』（津山市議会事務局蔵）
- 69) 平井真澄(1911)：懐舊隨筆：津山溫知會誌第四編, 79-130
- 70) - (1929)：昭和四年津山市勢要覽：岡山縣津山市役所, 79-80
- 71) - (2009)：津山城百聞録：津山市, 250-251
- 72) 日高一(2009)：津山城跡の石垣を守った旧会津・米沢藩士：岡山人じやが 2009, 86-99
- 73) 日高一(2009)：津山城跡の石垣を守った旧会津・米沢藩士：岡山人じやが 2009, 86-99
- 74) - (1929)：昭和四年津山市勢要覽：岡山縣津山市役所, 79-80
- 75) JACAR(アジア歴史資料センター)RefC07050213200, 明治23年「伍大日記2月」（防衛省防衛研究所）
- 76) 「鶴山城址風致保存一件書」（矢吹家資料、弓斎叢書等165、津山郷土博物館蔵）